

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南越前町長 岩倉 光弘

市町村名 (市町村コード)	南越前町 (18404)
地域名 (地域内農業集落名)	長沢 (長沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・農事組合法人長沢ええのうに集約化されており、ほぼ中間管理機構と利用権設定している。 ・湿害がある。 ・取水口が3箇所あるが、水が回りにくい。 ・石だらけの圃場があり作業に苦勞している。 ・登記の問題がある。名義が先代以前となっていて農業委員会にも相談している。 ・シカ、イノシシ対策は、柵や電気柵で防げている。今後はサル対策が必要。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・水稻を中心に作付けし、現状維持していく ・機械化や作業効率化などスマート農業に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
ほぼ農事組合法人長沢ええのうに集積集約されている。 個人で離農者が出てきた場合は、長沢ええのうへの集積を検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸し付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手や地域のニーズを踏まえ、進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業経営を継承していけるよう、関係機関と連携し農業技術などの維持を目標に農業者育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業委託を進めていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--